

安全保障理事会決議 1990 (2011)

2011年6月27日、安全保障理事会第6567回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの状況に関する安保理の従前の諸決議および議長声明を想起し、また、包括的和平合意の履行に安保理がつけた優先順位に留意し、

主権および領土保全の原則並びに地域全体の平和、安定および安全に対する、安保理の責務を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する1674(2006)および1894(2009)、武力紛争下の子供に関する1882(2009)、人道支援および国際連合要員の保護に関する1502(2003)並びに女性の平和および安全に関する1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)および1889(2009)の安保理の従前の諸決議を再確認し、

エチオピアのアジスアベバで2011年6月20日に達した、アビエイ地域の行政と安全のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との合意を歓迎し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネルおよびその議長のタボ・ムベキ大統領、エチオピアのメレス・ゼナウイ首相およびハイレ・メンケリオス事務総長特別代表が当事者へ提供した援助を賞賛し、

この問題に関するエチオピア政府の援助を求める、スーダン政府およびスーダン人民解放運動の要請に留意し、

包括的和平合意の目的を支援する相互安全取極を策定しまた実施する当事者を支援する国際連合および国際社会の用意に留意し、

同地域における国際連合の支援に一貫性があることの重要性を念頭に置き、

アビエイ地域における現在の状況および殺人を含む国際人道法並びに人権法に違反して文民に対して行われたあらゆる暴力行為およびかなりな数の文民の移送を深く懸念し、

両当事者が包括的和平合意を完全且つ緊急に履行することの重要性を再確認し、

関係する全ての当事者に対し、国際人道法に従って、支援を必要としている文民への十分かつ支障のないアクセスおよび人道支援要員の活動にとって必要な全ての設備を人道支援要員に提供することを求める。

全ての当事者に対し、国内避難民の迅速な帰還を促進することを促し、

遊牧民の移住に関する特別な問題を扱うこととなるアビエイ警察の特殊部隊を設立する当事者の意図に留意し、

全ての国連平和維持活動における、HIV/AIDS および他の伝染性の疾病の予防と管理について、平和維持要員を敏感にする国際連合による取組を歓迎し且つ奨励し、

全ての当事者に対し、アビエイの地位に関する最終合意に向けた交渉を、建設的に行うことを求め、

アビエイの現在の状況は、緊急の対応を要求し且つ国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認識して、

1. アビエイ地域の行政と安全のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との合意を考慮して、国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）を、6か月の期間、設立することを決定し、また UNISFA は、最大 4,200 名の軍事要員、50 名の警察要員および適切な文民支援からなるものとするを更に決定する。

2. UNISFA は、第 3 項に規定する任務に加えて、以下の職務権限を有するものとする。

(a) あらゆるスーダン国軍、スーダン人民解放軍またはその後継者の、常設仲裁裁判所によって明示されたアビエイ地域からの再配置を監視しまた検証すること。またその後、アビエイ地域はいかなる軍からも非武装化されるものとする。但し、UNISAF とアビエイ警察は除く。

(b) 同合意に規定されるような関連するアビエイ地域機関に参加すること。

(c) 地雷除去部門における他の国際的協力機関と協力して、地雷除去支援と技術的助言を提供すること。

(d) 同合意に明示されたように関連するアビエイ地域機関と調整して、人道援助の提供と人道要員の移動の自由を促進すること。

(e) 要員の訓練を含む支援を提供することによりアビエイ警察の能力を強化すること、および法と秩序に関する事柄についてアビエイ警察と調整すること。および

(f) 必要な場合には、アビエイ警察と協力して、アビエイ地域の石油基本施設に対する保護手段を提供すること。

3. 国際連合憲章第 7 章に基づいて行動して、UNISAF に対し、その能力および展開範囲内で、以下に関する必要な行動をとる権限を承認する。

(a) UNISAF の要員、設備、施設および装備を守ること。

(b) 国際連合の要員、設備、施設および装備を守ること。

(c) 国際連合の要員、人道支援要員および合同軍事監視委員会並びに合同軍事監視チームの構成員の安全と移動の自由を確保すること。

(d) 関連当局の責任を害することなく、身体に対する暴力の差し迫った脅威の下にあるアビエイ地域の文民を守ること。

- (e) 同合意に明示されたように、承認されていない部隊による侵入からアビエイ地域を守ること。
- (f) アビエイ地域の治安を確保すること。

4. 人道支援要員の安全と国際連合要員の保護に関する総会決議 64/77 を考慮に入れつつ、事務総長およびスーダン政府が、南スーダン政府またはその後継者と協議して、本決議の採択後直ちに部隊の地位協定を締結することを要請し、また、国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、そのような協定が締結されるまで、国際連合スーダンミッション（UNMIS）の部隊の地位協定を、UNISFA に関して必要な変更を加えて、適用するものとするを、決定する。

5. 全ての加盟国に対し、全ての要員と UNISFA の排他的および正式な使用のための、装備、補給品、供給品および車両と予備部品を含む他の品物の、アビエイへのまたアビエイからの自由、妨害のない且つ迅速な移動を確保することを求める。

6. UNISFA の義務的な迅速な展開を強調しまた事務総長に対し、迅速且つ効果的な履行を確保するために必要な措置を講じることを促す。

7. スーダン政府および南スーダン政府またはその後継者に対し、互いに十分に協力することおよび UNISFA が十分にその職務権限を履行できるように、それへの十分な支援を提供することを促す。

8. スーダン政府および南スーダン政府またはその後継者間の改善された協力は、平和、安全および安定並びに彼らの間の将来の関係にとって決定的なものでもあることを強調する。

9. スーダン政府および南スーダン政府またはその後継者に対し、アビエイ地域の最終的な地位の平和的解決のため CPA の下での彼らの公約を早急に遂行することを求め、また彼らに対し、アフリカ連合ハイレベル履行パネルがこの問題を解決するために行う誠意を持った提案を考慮することを求める。

10. 事務総長に対し、効果的な人権監視が実行されることおよび彼の安保理に対する報告書に含まれる結論を確保することを要請する。

11. 事務総長に対し、同合意の履行における進展を定期的に安保理に通報することおよび本決議の採択の日から 30 日以内にまたその後 60 日毎に、安保理に報告することを要請する。

12. 本決議の採択後 3 か月以内に同合意の履行についての UNISFA の役割を再検討することを決定する。

13. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の完全な遵守を確保するためおよびそのような事例が生じた場合には安保理に通知し続けるために、必要な措置を講じることを要請する。

14. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。